

小牧市教育委員会訓令第 1 号

事 務 局
学 校 以 外 の 教 育 機 関
市長の補助機関である職員

小牧市教育委員会事務決裁規程（昭和 6 0 年小牧市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

小牧市教育委員会
教育長 中 川 宣 芳

第 4 条の表健康生きがい支え合い推進部の課長、こども未来部の課長及び健康生きがい支え合い推進部が所管する市民センターの所長の項中「課長、」を「課長及び」に改め、「及び健康生きがい支え合い推進部が所管する市民センターの所長」を削る。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。